

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会 殿  
各都道府県知事  
各指定都市市長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
森田 正信

(印影印刷)

「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成28年9月1日現在）」及び  
「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」の結果に係る留意事項  
について（通知）

標記調査結果について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

昨年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）が施行されました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を目的としたものです。

貴職におかれては、改正法の趣旨及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、教育行政に対する国民の信頼を確保する観点から、特に下記の点に留意し、新教育委員会制度への円滑な移行や教育委員会の審議の活性化など、教育行政の適切な運営が図られるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、これらのことについて域内の市町村長及び市町村教育委員会に周知され、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成28年9月1日現在）」結果より

#### (1) 新教育長の任命

教育長が不在等の場合で、改正法附則第5条により、首長が教育長職務執行者を指名している教育委員会は、都道府県・指定都市で1（約1.5%）、市町村で5（約0.3%）存在している【図1】。教育長は、法律上必置の職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場であることから、期間を空けずに適切な人材を速やかに任命することが必要である。

#### (2) 新教育長の任命手続

教育長の任命の議会同意に際して、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うな

ど、何らかの丁寧な手続を行った都道府県・指定都市は21（約38.2%）、市町村は439（約51.9%）である【図4】。教育長の担う重要な職責に鑑み、教育長の資質・能力を十全にチェックするため、教育長の任命の議会同意に際しては、可能な限り、丁寧な手続を経ることが期待される。

### （3）総合教育会議の開催

総合教育会議の開催状況について、全ての都道府県・指定都市は既に開催し、市町村は22（約1.3%）が未開催となっている【図5】。地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進する観点から、総合教育会議を速やかに開催するとともに、その活用を図ることが必要である。

また、総合教育会議を通じた地方公共団体の長と教育委員会の連携について、都道府県・指定都市で66（約98.5%）、市町村で1,412（約83.3%）が「連携を進めることができた」「従来からの連携を継続させることに資している」と回答している【図10】。その活用の際には、各地方公共団体で実施している総合教育会議の内容【表2】、関係者又は学識経験を有する者からの意見聴取（第1条の4第5項）の取組【図9、表3】及び総合教育会議を通して得られたこれまでの主な成果事例を参考にすることが望まれる。

### （4）総合教育会議の議事録の作成・公表

総合教育会議の議事録について、都道府県・指定都市は4（約6.0%）、市町村は601（約35.5%）が作成していない【図7】。改正法において、総合教育会議の議事録の作成が努力義務として規定されていることを踏まえ（第1条の4第7項）、議事録の作成が強く求められる。

また、議事録又は議事概要の公表について、対応していない市町村は128（約7.5%）となっている【図8】。改正法において、総合教育会議の議事録の公表が努力義務として規定されていることを踏まえ（第1条の4第7項）、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

### （5）大綱の策定

大綱の策定に未着手と回答した市町村は2（約0.1%）となっている【図12】。地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る観点から、大綱の策定に速やかに着手し、策定することが必要である。

## 2. 「教育委員会の現状に関する調査（平成27年度間）」結果より

### （1）教育委員会の会議の運営状況、保護者や地域住民への情報発信

#### ア 会議の運営

教育委員会の会議は原則公開とされているが（第14条第7項）、市町村の約6割の教育委員会で年間傍聴者総数が0人である一方【（1）③ 図2】、住民が傍聴しやすい土日・祝日に開催している市町村教育委員会は69（約4.0%）、平日夕方以降に開催している市町村教育委員会は249（約14.5%）にとどまっている【（1）⑤ 表2】。地域住民の意向をより一層教育行政に反映させる観点から、より多くの住民が会議を傍聴できるよう、運営方法の工夫が行われることが求められる。

#### イ 会議の議事録の作成・公表

教育委員会の会議の議事録を作成していない都道府県・指定都市教育委員会は1（約1.5%）、市町村教育委員会は597（約34.8%）【(1)④ 図3】、議事録を公表していない都道府県・指定都市教育委員会は1（約1.5%）、市町村教育委員会は1,040（約60.5%）となっている【(1)④ 図4】。改正法により議事録の作成及び公表が努力義務となったことを踏まえ（第14条第9項）、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる。

#### ウ 審議の活性化

教育委員会の会議において学校や教育委員会事務局に寄せられた保護者や地域住民の意見等を紹介した都道府県・指定都市教育委員会は15（約22.4%）、市町村教育委員会は579（約33.7%）である【(1)⑦ 図7】。また、保護者や地域住民の意見を聴取し、意見交換を行った教育委員会は、都道府県・指定都市で33（約49.2%）、市町村で506（約29.5%）、そのうち、委員（教育長のみの場合を除く。）が参加した教育委員会は、都道府県・指定都市で20（約60.6%）、市町村で242（約47.9%）にとどまっている【同上】。委員が、現場の実情を把握し、教育委員会の会議の審議を活性化するためには、保護者や地域住民の意見等を聴取し、委員との意見交換を行う公聴会等の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要がある。

#### エ 教育行政相談に関する事務を行う職員の指定

教育委員会の事務局の職員のうち、所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定していない教育委員会は、市町村で約0.9%存在し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が出された市町村を除き、14である【(1)⑧ 図8】。教育行政相談に関する事務を行う職員の指定は法律上の義務であることから（第18条第8項）、指定していない教育委員会は、早急に指定することが必要である。指定の方法としては、例えば、教育委員会のホームページに担当する職員又は部署及びその連絡先を掲載することが考えられる。

### (2) 教育委員の選任

平成28年3月1日時点で保護者が委員に含まれていない教育委員会は、都道府県・指定都市で2（約3.0%）、市町村で81（約4.7%）存在している【(2)② 図9】。選任していない理由としては、選任時には保護者であった委員の子供が、調査時点では成人したことにより、保護者でなくなったことなどが挙げられるが、保護者委員の選任は法律上の義務とされていることから（第4条第5項）、保護者が委員に含まれていない場合は、直近の委員が選任される際に保護者を任命する必要がある。

### (3) 教育委員の研修

都道府県教育委員会が域内の全市町村教育委員会の委員を対象として行った研修は年間約1.0回、域内の一部市町村教育委員会の委員を対象として行った研修は年間約1.6回である【(3)表5】。都道府県教育委員会は市町村教育委員会の委員の研修等を実施することとされており（第48条第2項第4号）、委員が、その職務遂行に必要な知識を得られ、教育委員会がより高い使命感をもってその責任を果たしていくことができるよう、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会の委員の研修の実施及びその内容の充実

に努めることが期待される。

#### (4) 教育委員会の活動状況についての点検・評価

平成27年度間において、点検及び評価を行っていない教育委員会は、市町村で約2.7%存在し、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示が出された市町村を除き、40である【(6)① 表8】。教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから(第26条第1項)、点検及び評価を実施していない教育委員会は、速やかに実施する必要がある。

また、既に実施している教育委員会においては、点検及び評価の客観性を確保する観点から、法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている趣旨に鑑み、学識経験者として、保護者や地域住民の意見も聴くこととするなど、更なる改善を図ることが期待される。

#### (5) 学校の裁量拡大

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市において28(約41.8%)、市町村において159(約9.3%)、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置する取組を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市において26(約38.8%)、市町村において288(約16.8%)となっている【(7)② 図19】。校長が自らの経営方針に基づく主体的な学校運営ができるよう、各教育委員会においては、地域や学校の実情に応じつつ、予算等に関する学校裁量の拡大を進めていくことが期待される。

[担当] 文部科学省 初等中等教育局  
初等中等教育企画課 教育委員会係  
(電話) 03-5253-4111 (内線4678)